

証券コード 5871
(発送日) 2025年3月11日
(電子提供措置の開始日) 2025年3月4日

株主各位

東京都千代田区三番町6番3号
S O L I Z E 株式会社
代表取締役社長CEO 宮藤康聰

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト等に「第35回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.solize.com/ir/stock/meeting/>



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/5871/teiji/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイト等のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセス頂き、「銘柄名（会社名）」に「SOLIZE」又は「コード」に当社証券コード「5871」をご入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討頂き、後記「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、2025年3月25日(火曜日)午後6時までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスして頂き、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
テラススクエア3階
TKPガーデンシティPREMIUM神保町「プレミアムガーデン」
(末尾のご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第35期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第35期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 吸収分割契約承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第9号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があつたものとして取り扱いいたします。

- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有するほかの株主1名を代理人として株主総会にご出席頂けます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

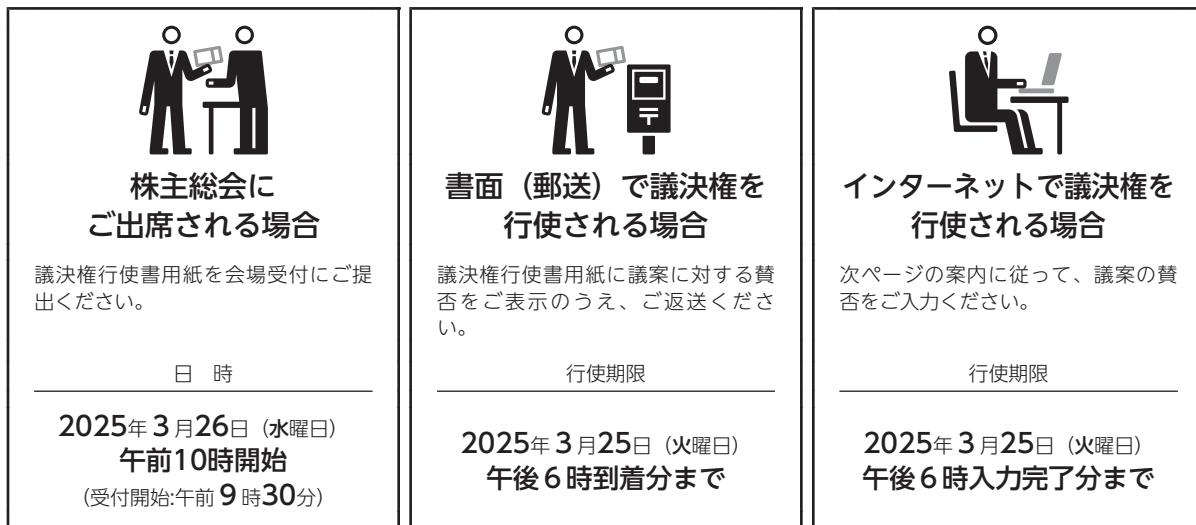
- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求を頂いた株主様に対してお送りする書面には記載しておりません。
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面をお送りいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書		株主番号 ○○○○○○○○	議決権の数 XX 個
○○○○	御中		1. _____
_____	_____		2. _____
××××年 ×月××日		3. _____	
_____		4. _____	
_____		(切取印像)	
○○○○○○			

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、6、7、8、9号議案

- 賛成の場合 ➡ 「**賛**」の欄に○印
 - 反対する場合 ➡ 「**否**」の欄に○印

第3、4、5号議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に〇印
 - 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に〇印
 - 一部の候補者を
反対する場合 ➡ 「賛」の欄に〇印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

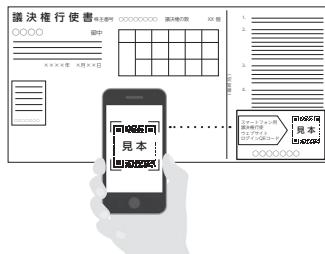
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

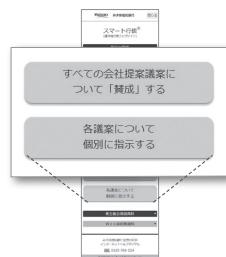
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

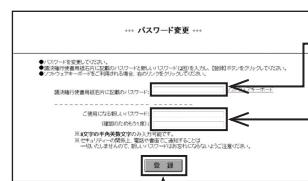
- 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、2024年9月20日開催の取締役会において、会社分割（以下、「本吸収分割」といいます。）の方式により持株会社体制へ移行することを決議し、2025年2月14日開催の取締役会決議に基づき、同日付で当社と当社100%出資の子会社（以下、「分割準備会社」といいます。）3社との間で吸収分割契約を締結いたしました。また、2024年12月20日開催の取締役会において、持株会社体制移行後のさらなるコーポレート・ガバナンスの向上を図るために、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。

本議案は、当社を吸収分割会社、分割準備会社3社を吸収分割承継会社として、当社が営む一切の事業（ただし、当社が保有する会社の事業活動に対する支配又は管理及びグループ運営に関する事業を除きます。）に関する権利義務を承継させる吸収分割契約について、ご承認をお願いするものであります。

なお、本吸収分割の効力発生日及び監査等委員会設置会社への移行は2025年7月1日を予定しており、同日付で当社は「SOLIZE Holdings株式会社」に商号を変更する予定であります。また、当社は、持株会社体制への移行後も引き続きグループ会社の経営管理を行う持株会社として上場を維持する予定です。

1. 吸収分割を行う理由

当社は創業時より一貫して、デジタルテクノロジーを活用したものづくりのデジタル化及びデジタルものづくりを革新し続けている企業です。グローバルで1,600名を超えるエンジニアが在籍しており、ハイエンド領域に特化したサービス提供体制を構築しております。多様なものづくりの現場で培われた実践力と、暗黙知（意思決定ロジック）まで踏み込む可視化・数値化技術をベースとした変革力が当社の主たるケイパビリティであり、大手製造業を中心とした顧客に価値を提供し続けてきました。

このたび、当社はさらなる事業拡大を進め、グループガバナンスを一層強化して、企業価値の向上を追求するためには、より一層の経営のスピード化を図り、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

持株会社体制への移行により、持株会社は経営戦略の策定、資源の再配分、グループガバナンスの強化、M&A等の戦略投資及び企業経営のスタッフ的機能を中心としたグループ経営に特化し、事業会社はそれぞれの事業領域で、あらゆる経営環境の変化に迅速に対応することで、グループ全体として、柔軟かつ強靭な経営体制へと進化することを目指して参ります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

当社が各分割準備会社と締結した吸収分割契約の内容は、以下のとおりであります。

(1) 「吸収分割契約書（写）」（株式会社SOLIZE分割準備会社1）

吸収分割契約書

SOLIZE株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社SOLIZE分割準備会社1（以下「乙」という。）は、甲の事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件会社分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、吸収分割の方法により、甲のエンジニアリング・マニュファクチャリング事業（以下「本件事業」という。）に関して、甲が有する本件承継対象資産等（第4条第1項に定義する。）を承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

本件会社分割にかかる吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 吸収分割会社（甲） | 商号：SOLIZE株式会社
住所：東京都千代田区三番町6番3号 |
| (2) 吸収分割承継会社（乙） | 商号：株式会社SOLIZE分割準備会社1
住所：東京都千代田区三番町6番3号 |

第3条（効力発生日）

本件会社分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2025年7月1日とする。

第4条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

- 乙は、本件会社分割により、甲から、2024年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日に至るまでの増減を加減して、本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（総称して、以下「本件承継対象資産等」という。）を、本件効力発生日に承継する。なお、本件承継対象資産等の詳細は別紙「本件承継対象資産等明細表」に記載するとおりとする。
- 前項に定める本件承継対象資産等の承継に関し、甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第5条（吸収分割の対価）

乙は、本件吸収分割に際して、前条に基づき乙が承継する本件承継対象資産等の対価として、乙の普通株式1,000株を発行し、その全部を甲に割り当てる。

第6条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本件吸収分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第7条（株主総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を招集し、本契約の承認の決議を求める。

第8条（競業避止義務）

甲は、本件会社分割後においても、乙が承継する本件事業について一切競業避止義務を負わないものとする。

第9条（会社財産の管理等）

本契約締結後本件効力発生日に至るまで、甲は善良なる管理者としての注意をもって本件事業にかかる業務の執行及び財産の管理運営を行い、本件会社分割に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後本件効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、本件事業又は本件事業にかかる資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じた場合その他本件会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙協議の上、本件会社分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本件効力発日前日までに、甲又は乙の株主総会の決議による本契約の承認が得らなかった場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合又はこれに準ずる場合には、本契約はその効力を失う。

第12条（その他）

本契約に定めのない事項その他本件会社分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、双方記名捺印後の本書1通を甲が、その写し1通を乙が保有する。なお、本契約において、甲が保有する双方記名捺印後の本書1通のみを原本とする。

2025年2月14日

(甲) 東京都千代田区三番町6番3号
SOLIZE株式会社
代表取締役社長CEO 宮藤 康聰

(乙) 東京都千代田区三番町6番3号
株式会社SOLIZE分割準備会社1
代表取締役社長 井上 雄介

(別紙)

本件承継対象資産等明細表

1. 資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

① 売掛債権

発生基準にて区分し、(i)本件効力発生日以降に発生したものは乙に対し、(ii)本件効力発生日より前に発生したものは甲に対し、それぞれ帰属するものとする。

- (2) ①以外の流動資産であって以下に掲げるものはその発生日にかかわらず、乙に帰属するものとする。
- (ア) 現金及び預金
- (イ) 棚卸資産、その他流動資産等
- (2) 固定資産
- 本件効力発生日における有形固定資産、無形固定資産、投資資産その他固定資産等（ただし、一部の有形固定資産、無形固定資産等及び投資資産その他固定資産等は含まれないものとする）。
- (3) 繰延資産
2. 債務
- 本件事業に関する以下の債務
- (1) 流動負債
- ① 仕入債務、未払金、預り金等（このうち、費用の期間調整等のため発生しているものは含まれない。）
　　発生基準にて区分し、(i)本件効力発生日以降に発生したものは乙、(ii)本件効力発生日より前に発生したものは甲にそれぞれ帰属するものとする。
- ② ①以外の流動負債であって以下に掲げるものはその発生日にかかわらず、乙に帰属するものとする。
- (ア) 前受金
- (イ) 契約負債
- (ウ) 未払給与
- (エ) 賞与引当金
- (オ) その他流動負債等
- (2) 固定負債
- 資産除去債務、その他固定負債等
3. 承継するその他権利義務
- (1) 雇用契約
- 本吸收分割の効力発生日において本件事業に属する従業員との間の雇用契約
- (2) その他の契約
- 本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約（当該契約のうち本件事業以外の事業にも関連する契約については、本件事業に関連する部分に限る（本(2)項において同じ）。なお、賃貸借契約は含まれない。）上の地位及び権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないものの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件会社分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。
- (3) 許認可等
- 本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なものの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

(2) 「吸収分割契約書（写）」（株式会社SOLIZE分割準備会社2）

吸収分割契約書

SOLIZE株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社SOLIZE分割準備会社2（以下「乙」という。）は、甲の事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件会社分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、吸収分割の方法により、甲のコンサルティング・エンジニアリング事業（以下「本件事業」という。）に関して、甲が有する本件承継対象資産等（第4条第1項に定義する。）を承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

本件会社分割にかかる吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 吸収分割会社（甲） | 商号：SOLIZE株式会社
住所：東京都千代田区三番町6番3号 |
| (2) 吸収分割承継会社（乙） | 商号：株式会社SOLIZE分割準備会社2
住所：東京都千代田区三番町6番3号 |

第3条（効力発生日）

本件会社分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2025年7月1日とする。

第4条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙は、本件会社分割により、甲から、2024年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日に至るまでの増減を加減して、本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（総称して、以下「本件承継対象資産等」という。）を、本件効力発生日に承継する。なお、本件承継対象資産等の詳細は別紙「本件承継対象資産等明細表」に記載するとおりとする。
2. 前項に定める本件承継対象資産等の承継に関し、甲から乙への債務の承継については、すべて重置的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第5条（吸収分割の対価）

乙は、本件吸収分割に際して、前条に基づき乙が承継する本件承継対象資産等の対価として、乙の普通株式1,000株を発行し、その全部を甲に割り当てる。

第6条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本件吸収分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第7条（株主総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を招集し、本契約の承認の決議を求める。

第8条（競業避止義務）

甲は、本件会社分割後においても、乙が承継する本件事業について一切競業避止義務を負わないものとする。

第9条（会社財産の管理等）

本契約締結後本件効力発生日に至るまで、甲は善良なる管理者としての注意をもって本件事業にかかる業務の執行及び財産の管理運営を行い、本件会社分割に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後本件効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、本件事業又は本件事業にかかる資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じた場合その他本件会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙協議の上、本件会社分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本件効力発日前日までに、甲又は乙の株主総会の決議による本契約の承認が得られなかった場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合又はこれに準ずる場合には、本契約はその効力を失う。

第12条（その他）

本契約に定めのない事項その他本件会社分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、双方記名捺印後の本書1通を甲が、その写し1通を乙が保有する。なお、本契約において、甲が保有する双方記名捺印後の本書1通のみを原本とする。

2025年2月14日

(甲) 東京都千代田区三番町6番3号
SOLIZE株式会社
代表取締役社長CEO 宮藤 康聰

(乙) 東京都千代田区三番町6番3号
株式会社SOLIZE分割準備会社 2
代表取締役社長 堤 寛朗

(別紙)

本件承継対象資産等明細表

1. 資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

① 売掛債権

発生基準にて区分し、(i)本件効力発生日以降に発生したものは乙に対し、(ii)本件効力発生日より前に発生したものは甲に対し、それぞれ帰属するものとする。

② ①以外の流動資産であって以下に掲げるものはその発生日にかかわらず、乙に帰属するものとする。

(ア) 現金及び預金

(イ) 棚卸資産、その他流動資産等

(2) 固定資産

本件効力発生日における有形固定資産、無形固定資産、投資資産その他固定資産等（ただし、一部の有形固定資産及び無形固定資産等は含まれないものとする）。

(3) 繰延資産

2. 債務

本件事業に関する以下の債務

(1) 流動負債

① 仕入債務、未払金、預り金等（このうち、費用の期間調整等のため発生しているものは含まれない。）

発生基準にて区分し、(i)本件効力発生日以降に発生したものは乙、(ii)本件効力発生日より前に発生したものは甲にそれぞれ帰属するものとする。

② ①以外の流動負債であって以下に掲げるものはその発生日にかかわらず、乙に帰属するものとする。

(ア) 前受金

(イ) 契約負債

(ウ) 未払給与

(エ) 賞与引当金

(オ) その他流動負債等

(2) 固定負債

資産除去債務、その他固定負債等

3. 承継するその他権利義務

(1) 雇用契約

本件事業の効力発生日において本件事業に属する従業員との間の雇用契約

(2) その他の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約（当該契約のうち本件事業以外の事業にも関連する契約については、本件事業に関連する部分に限る（本(2)項において同じ）。なお、賃貸借契約は含まれない。）上の地位及び権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないものの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件会社分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

(3) 「吸収分割契約書（写）」（株式会社SOLIZE分割準備会社3）

吸収分割契約書

SOLIZE株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社SOLIZE分割準備会社3（以下「乙」という。）は、甲の事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件会社分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、吸収分割の方法により、甲のビジネスインキュベーション事業（以下「本件事業」という。）に関して、甲が有する本件承継対象資産等（第4条第1項に定義する。）を承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

本件会社分割にかかる吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 吸収分割会社（甲） | 商号：SOLIZE株式会社
住所：東京都千代田区三番町6番3号 |
| (2) 吸収分割承継会社（乙） | 商号：株式会社SOLIZE分割準備会社3
住所：東京都千代田区三番町6番3号 |

第3条（効力発生日）

本件会社分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2025年7月1日とする。

第4条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙は、本件会社分割により、甲から、2024年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日に至るまでの増減を加減して、本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（総称して、以下「本件承継対象資産等」という。）を、本件効力発生日に承継する。なお、本件承継対象資産等の詳細は別紙「本件承継対象資産等明細表」に記載するとおりとする。
2. 前項に定める本件承継対象資産等の承継に関し、甲から乙への債務の承継については、すべて重畠的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第5条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件会社分割に際し、前条に基づき乙が承継する本件承継対象資産等の対価を支払わない。

第6条（株主総会）

1. 甲は、効力発生日の前日までに株主総会を招集し、本契約の承認の決議を求める。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。

第7条（競業避止義務）

甲は、本件会社分割後においても、乙が承継する本件事業について一切競業避止義務を負わないものとする。

第8条（会社財産の管理等）

本契約締結後本件効力発生日に至るまで、甲は善良なる管理者としての注意をもって本件事業にかかる業

務の執行及び財産の管理運営を行い、本件会社分割に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後本件効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、本件事業又は本件事業にかかる資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じた場合その他本件会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙協議の上、本件会社分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本件効力発生日前日までに、甲の株主総会の決議による本契約の承認が得られなかった場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合又はこれに準ずる場合には、本契約はその効力を失う。

第11条（その他）

本契約に定めのない事項その他本件会社分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、双方記名捺印後の本書1通を甲が、その写し1通を乙が保有する。なお、本契約において、甲が保有する双方記名捺印後の本書1通のみを原本とする。

2025年2月14日

(甲) 東京都千代田区三番町6番3号
SOLIZE株式会社
代表取締役社長CEO 宮藤 康聰

(乙) 東京都千代田区三番町6番3号
株式会社SOLIZE分割準備会社3
代表取締役社長 鈴木 貴人

(別紙)

本件承継対象資産等明細表

1. 資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

① 売掛債権

発生基準にて区分し、(i)本件効力発生日以降に発生したものは乙に対し、(ii)本件効力発生日より前に発生したものは甲に対し、それぞれ帰属するものとする。

② ①以外の流動資産であって以下に掲げるものはその発生日にかかわらず、乙に帰属するものとする。

(ア) 現金及び預金

(イ) その他流動資産等

(2) 固定資産
本件効力発生日における有形固定資産、無形固定資産、投資資産その他固定資産等（ただし、一部の有形固定資産、無形固定資産等及び投資資産その他固定資産等は含まれないものとする）。

(3) 繙延資産

2. 債務

本件事業に関する以下の債務

(1) 流動負債

① 仕入債務、未払金、預り金等（このうち、費用の期間調整等のため発生しているものは含まれない。）

発生基準にて区分し、(i)本件効力発生日以降に発生したものは乙、(ii)本件効力発生日より前に発生したものは甲にそれぞれ帰属するものとする。

② ①以外の流動資産であって以下に掲げるものはその発生日にかかわらず、乙に帰属するものとする。

(ア) 未払給与

(イ) 賞与引当金

(ウ) その他流動負債等

(2) 固定負債

資産除去債務、その他固定負債等

3. 承継するその他権利義務

(1) 雇用契約

本吸收分割の効力発生日において本件事業に属する従業員との間の雇用契約

(2) その他の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約（当該契約のうち本件事業以外の事業にも関連する契約については、本件事業に関連する部分に限る（本(2)項において同じ）。なお、賃貸借契約は含まれない。）上の地位及び権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないものの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件会社分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

3. 会社法施行規則第192条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

本吸收分割に伴い、各分割準備会社が当社に交付する株式数、並びに各分割準備会社の資本金及び準備金の額に関する事項については、以下の①、②のとおりです。各分割準備会社（以下、「吸收分割承継会社」といいます。）はいずれも当社の完全子会社であり、以下の①、②とともに、本吸收分割後の事業内容及び当社から承継する資産及び負債、その他諸般の事情を勘案し、

各契約当事会社間で協議の上決定しており、相当であると判断しております。

- ① 株式会社SOLIZE分割準備会社 1 及び株式会社SOLIZE分割準備会社 2 を吸収分割承継会社とする吸収分割について

ア. 交付する株式数に関する事項

本吸収分割に際して、各吸収分割承継会社は新たに普通株式1,000株をそれぞれ発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当て交付いたします。

イ. 資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割により、吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

- ② 株式会社SOLIZE分割準備会社 3 を吸収分割承継会社とする吸収分割について

本吸収分割に際し、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

(2) 新株予約権の定めの相当性に関する事項

当社が発行した新株予約権について、本吸収分割による取り扱いに変更はありません。なお、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

各吸収分割承継会社は、いずれも2025年1月6日に設立した会社であるため、確定最終年度はありません。各吸収分割承継会社の設立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

- ① 株式会社SOLIZE分割準備会社 1

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	20百万円	資本金	10百万円
資産合計	20百万円	資本準備金	10百万円
		負債・純資産合計	20百万円

- ② 株式会社SOLIZE分割準備会社 2

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	20百万円	資本金	10百万円
資産合計	20百万円	資本準備金	10百万円
		負債・純資産合計	20百万円

- ③ 株式会社SOLIZE分割準備会社 3

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	20百万円	資本金	10百万円
資産合計	20百万円	資本準備金	10百万円
		負債・純資産合計	20百万円

(4) 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

(子会社の設立)

当社は、2024年12月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるSOLIZE USA Corporationが子会社（当社の孫会社）を設立することを決議し、2025年1月10日付で設立いたしました。

① 子会社設立の目的

当社は、顧客企業のグローバル製品開発を支援する体制を持つこと及びグローバルで優秀な人材を獲得することを目的として、これまで日本、米国、中国、インド、欧州の5極体制を構築し、グローバルに事業を展開して参りました。特に米国では、自動車業界を対象とした人材サービス・オフショア受託開発という従来事業に加え、ソフトウェア代理店・システム構築などの新規事業拡大を進めております。

カナダ オンタリオ州は、多くの当社取引先が拠点を有しているほか、カナダ最大の経済圏として多様な産業を有しています。このたび、カナダ市場において米国と一体での事業開拓を進めることで、米国との業務シナジーによる人材サービス事業の効率的拡大に加え、新規事業の加速により、北米における当社のさらなるプレゼンス拡大を目指して参ります。

② 子会社の概要

ア. 名称	SOLIZE Canada Corporation
イ. 所在地	カナダ オンタリオ州
ウ. 代表者の役職・氏名	Managing Director 吉井 強
エ. 事業内容	人材サービス事業、オフショア受託開発事業、ソフトウェア事業
オ. 資本金	10,000カナダドル（約1百万円※） ※ 1 カナダドル=106円にて換算
カ. 設立年月日	2025年1月10日
キ. 大株主及び出資比率	SOLIZE USA Corporation 100%
ク. 当社との関係	資本関係 SOLIZE USA Corporationが100%出資する孫会社です。 人的関係 当社より取締役を派遣しております。 取引関係 営業開始前のため、当社との取引関係はありません。

(5) 吸収分割承継会社における成立の日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループは、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2025年7月1日（予定）をもって、当社を純粋持株会社とする持株会社体制に移行するとともに、コーポレート・ガバナンスのさらなる向上を目的として、当社は監査等委員会設置会社に移行します。これに伴い、以下のとおり定款の変更のご承認をお願いするものであります。

- (1) 事業会社から純粋持株会社へ移行することに伴い、商号の変更を行うものであります。
- (2) 事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、目的の変更を行うものであります。
- (3) 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、並びに附則の追加を行うものであります。
- (4) 経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、重要な業務執行の決定の委任に関する規定を新設するものであります。
- (5) その他、上記変更に伴う条数等の変更を行うほか、文言を統一するための所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、第1号議案が原案どおり承認可決され、本吸収分割の効力が発生することを条件として、本吸収分割の効力発生日である2025年7月1日（予定）に効力が発生するものいたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則 (商号) 第1条 当会社は、<u>SOLIZE</u>株式会社と称し、英文では、SOLIZE Corporationと表示する。</p>	<p>第1章 総則 (商号) 第1条 当会社は、<u>SOLIZE Holdings</u>株式会社と称し、英文では、SOLIZE Holdings Corporationと表示する。</p>
<p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1)～(4) (条文省略) (新設) (5) (条文省略) (6) <u>前各号に関するコンサルティング、及び教育訓練</u> (7) <u>前各号の営業を行なう者に対する投資</u></p>	<p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1)～(4) (現行どおり) (5) <u>その他機械器具の製造及び販売</u> (6) (現行どおり) (7) <u>コンサルティング業</u> (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(8) コンピューターを利用した設計業務の請負 (9) コンピューターを利用した設計技術導入に関するコンサルティング業務及び教育訓練 (10)～(13) (条文省略) (新設) (新設) (新設) (14) 前各号に付帯関連する一切の事業	(8) コンピューターを利用した設計業務の請負 (9) コンピュータを利用した設計技術導入 (10)～(13) (現行どおり) (14) 投資事業組合財産及び投資事業有限責任組合財産の運用管理業 (15) 新規事業のインキュベーションに関する調査、企画、立案、運営及び人材育成並びに起業家支援等の事業創出支援事業 (16) 前各号に関する各種サービスの提供、教育訓練及び研修業 (17) 前各号に関する営業を行う者に対する投資 (18) その他前各号に付帯関連する一切の事業
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式 第6条～第8条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第8条 (現行どおり)
(単元未満株式についての権利) 第9条 (条文省略) (1)～(2) (条文省略) (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	(単元未満株式についての権利) 第9条 (現行どおり) (1)～(2) (現行どおり) (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
(株主名簿管理人) 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。 ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、 <u>取締役会において定める株式取扱規程</u> による。	(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、 <u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程</u> による。
第3章 株主総会 第12条～第13条 (条文省略)	第3章 株主総会 第12条～第13条 (現行どおり)
(招集権者および議長) 第14条 (条文省略)	(招集権者及び議長) 第14条 (現行どおり)
第15条～第17条 (条文省略)	第15条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当会社の取締役は、8名以内とする。 (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、8名以内とする。 ② <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 ②～③ (条文省略) (新設) (新設)	(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u> ②～③ (現行どおり) ④ <u>当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> ⑤ <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)	(任期) 第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の</u>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>ただし、前条第4項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終ものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。</u></p>
(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (条文省略)	(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第24条 (条文省略)	第24条 (現行どおり)
(新設)	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
第25条 (条文省略)	第26条 (現行どおり)
(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

現 行 定 款	変 更 案
	<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u>
(取締役の責任免除) <u>第27条 (条文省略)</u> ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) <u>第28条 (現行どおり)</u> ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
<u>第5章 監査役および監査役会 (員数)</u> <u>第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u>	(削除) (削除)
(選任方法) <u>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</u> ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ③ <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	(削除)
(任期) <u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(常勤の監査役) <u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
(監査役会の招集通知) <u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
(監査役会規程) <u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
(報酬等) <u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(監査役の責任免除) <u>第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削除)
(新設) (新設)	第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知) <u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる</u> ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会規程) <u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
第6章 会計監査人 第36条～第37条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第32条～第33条 (現行どおり)
第7章 計算 第38条～第41条 (条文省略)	第7章 計算 第34条～第37条 (現行どおり)
(新設)	<p><u>附 則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> ① <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第35回定期株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u> ② <u>第35回定期株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の多様性とバランスを確保したうえで、適切な意思決定と経営監督機能の維持と充実を図るため、社外取締役3名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社株式数
1	くどう やすとし 宮藤 康聰 (1966年5月30日) 再任	1990年4月 本田技研工業(株)入社 2001年5月 (株)ファーストリテイリング入社 2005年11月 (株)インクス（現当社）入社 2008年3月 (株)インクスエンジニアリング（現当社）取締役 2010年1月 当社人事総務部長 2016年4月 当社グループ人事総務部長 2017年11月 SOLIZE Engineering(株)（現当社）代表取締役社長 2019年3月 当社常務取締役 2020年1月 当社代表取締役社長CEO（現任）	65,603株
【取締役候補者とした理由】			
宮藤康聰氏は、2020年1月に当社代表取締役社長CEO就任以降、様々な構造改革や収益性向上に取り組み、2024年2月には東京証券取引所スタンダード市場への上場を果たすとともに、2024年12月期においては過去最高の連結売上高及び売上総利益を達成しました。また、ガバナンス強化による経営基盤の構築にも意欲的に取り組んでおり、今後も当社グループの持続的な企業価値向上のために、その経営手腕とリーダーシップを期待するものあります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	木下和重 (1968年7月26日) 再任	<p>1991年4月 伊藤忠商事(株)入社 2003年1月 日本ミシュランタイヤ(株)入社 2009年1月 (株)ユーシン執行役員経理財務本部長 2017年4月 (株)明光ネットワークジャパン執行役員管理本部長兼海外事業開発部長 2018年12月 当社入社、グループ財務経理部長 2019年1月 当社グループ財務経理部長兼内部統制室長 2020年1月 当社執行役員グループ財務経理部・内部統制室担当 2020年1月 英知創機械科技（上海）有限公司董事（現任） 2021年1月 当社執行役員経理財務担当、グループ経理財務部長 2023年3月 当社取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 英知創機械科技（上海）有限公司董事</p>	3,040株
3	長坂武見 (1956年1月24日) 再任 社外 独立	<p>1978年10月 武蔵監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1981年8月 ソニー(株)（現ソニーグループ株）入社 2010年6月 同社業務執行役員シニアヴァイスプレジデント経理部門長 2015年6月 同社シニアアドバイザー 2016年3月 ナブテスコ(株)社外監査役 2016年3月 当社社外監査役 2016年6月 大王製紙(株)社外監査役 2020年12月 当社社外取締役（現任） 2024年6月 (株)東北新社社外取締役監査等委員（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)東北新社社外取締役監査等委員</p>	—

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

長坂武見氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門知識や、大手電機メーカーの経理責任者として培われた経験を当社の監査体制強化に活かして頂いた実績から、社外取締役として、独立した立場で当社経営を監督して頂く役割を期待したためであります。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外役員としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与頂く予定です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
4	やま もと なおみ 山 本 尚 美 (1964年11月19日) 新任 社外 独立	1987年 4月 (株)資生堂入社 2018年 4月 同社執行役員チーフクリエイティブオフィサー/クリエイティブ本部長 2022年 1月 資生堂クリエイティブ(株)代表取締役社長 2022年 4月 (株)資生堂エグゼクティブオフィサー/チーフクリエイティブオフィサー 2024年 1月 (株)NY4代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)NY4 代表取締役	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】			
山本尚美氏を社外取締役候補者とした理由は、大手化粧品メーカーにてクリエイティブディレクションの統括的役割を担い、同社子会社社長として培われた経験を活かし、社外取締役として、独立した立場で当社経営を監督して頂く役割を期待したためであります。			
5	ふか だ 深 田 し おり (1963年12月25日) 新任 社外 独立	1986年 4月 リック(株)入社 1992年11月 アテンプマネジメント(株)代表取締役 2016年 3月 YKK AP(株)入社 2016年 3月 同社執行役員IT統括部長 2019年 4月 同社執行役員デジタル統括部長 2020年 3月 Deviating Sheep(株)共同創業者/最高運営責任者 (現任) 2021年 4月 YKK AP(株)上席執行役員最高情報責任者/最高デジタル責任者 (現任) 2022年 4月 YKK AP Technologies Lab (NA) Inc.取締役/最高デジタル責任者/デジタルR&Dセンター長 (現任) 2022年 9月 (株)Surpass社外取締役 2022年11月 フェスタリアホールディングス(株)社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) Deviating Sheep(株)共同創業者/最高運営責任者 YKK AP(株)上席執行役員最高情報責任者/最高デジタル責任者 YKK AP Technologies Lab (NA) Inc.取締役/最高デジタル責任者/デジタルR&Dセンター長 フェスタリアホールディングス(株)社外取締役	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】			
深田しおり氏を社外取締役候補者とした理由は、大手非鉄金属メーカーにてデジタル技術を応用した変革を推進し、また海外子会社の取締役を務めるなどグローバルでのマネジメント経験を通じて培われた見識を活かし、社外取締役として、独立した立場で当社経営を監督して頂く役割を期待したためであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 長坂武見氏、山本尚美氏及び深田しおり氏は、社外取締役候補者であります。
3. 本定時株主総会終結時における社外取締役としての在任期間は、長坂武見氏が4年3ヶ月となります。
4. 当社は、長坂武見氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、山本尚美氏及び深田しおり氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる可能性のある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、長坂武見氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、同氏の再任、並びに山本尚美氏及び深田しおり氏の新任が承認された場合は、3氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、2025年7月1日（予定）をもって監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	くどう やすとし 宮 藤 康 聰 再任	当社代表取締役社長CEO
2	きの した かずしげ 木 下 和 重 再任	当社取締役 英知創機械科技（上海）有限公司董事

上記の各取締役候補者の生年月日及び略歴その他の株主総会参考書類記載事項につきましては、第3号議案「取締役5名選任の件」に記載のとおりですので、25頁から26頁をご参照ください。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、2025年7月1日(予定)をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	なが さか たけ み 長 坂 武 見	<input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立 当社社外取締役 (株)東北新社社外取締役監査等委員
2	やま もと なお み 山 本 尚 美	<input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立 (株)NY4 代表取締役
3	ふか だ 深 田 しおり	<input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立 Deviating Sheep(株)共同創業者/最高運営責任者 YKK AP(株)上席執行役員最高情報責任者/最高デジタル責任者 YKK AP Technologies Lab (NA) Inc.取締役/最高デジタル責任者/デジタルR&Dセンター長 フェスティアホールディングス(株)社外取締役

上記の監査等委員である取締役候補者の生年月日及び略歴その他の株主総会参考書類記載事項につきましては、第3号議案「取締役5名選任の件」に記載のとおりですので、26頁から27頁をご参照ください。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、2025年7月1日(予定)をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。また、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせて頂きたく存じます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
あべひろゆき 阿部浩之 (1964年7月15日)	1989年4月 (株)横浜銀行入社 2002年3月 (株)インクス(現当社)入社 2013年4月 当社グループ財務部長 2015年1月 当社内部監査室長 2021年1月 当社グループ監査部長(現任) 2022年5月 英知創機械科技(上海)有限公司監事(現任) 2024年3月 一般財団法人SOLIZE財団代表理事(現任) (重要な兼職の状況) 英知創機械科技(上海)有限公司監事 一般財団法人SOLIZE財団 代表理事	60,000株

【補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由】

阿部浩之氏を補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由は、当社の経理財務責任者を歴任した後、2015年からは内部監査室長及びグループ監査部長として監査体制構築に努めて頂いていることから、豊富な経験と専門的な知見により当社経営への助言及び業務執行の監督といった役割を適切に果たして頂くことを期待したためであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 阿部浩之氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる可能性のある損害を当該保険契約により補填することとしております。阿部浩之氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、2025年7月1日（予定）をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2002年3月29日開催の第12回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議頂き今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額500百万円以内（うち社外取締役分90百万円以内とし、使用人分給与は含まない。）とさせて頂きたいと存じます。

当社は、2025年2月21日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決定しており、その概要は株主総会参考書類36頁から37頁のとおりであります。本議案は、その方針に沿う内容となっており、また、当社が監査等委員会設置会社へ移行することから、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して、改めて監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を決定したものであるため、相当であるものと判断しております。

現在の取締役の員数は4名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決され、効力が発生しますと2名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、2025年7月1日（予定）に効力が生じるものといたします。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、2025年7月1日（予定）をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額90百万円以内とさせて頂きたいと存じます。

当社は、2025年2月21日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決定しており、その概要は株主総会参考書類36頁から37頁のとおりであります。本議案は、その方針に沿う内容となっており、また、当社が監査等委員会設置会社へ移行することから、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数 及び今後の動向等を総合的に勘案して、改めて監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役の報酬等の額を決定したものであるため、その内容は相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決され、効力が発生しますと3名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、2025年7月1日（予定）に効力が生じるものといたします。

第9号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社は、2024年3月27日開催の第34回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入につき決議頂いておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、新たに監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める目的として、第7号議案にてご承認頂く取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつき、ご承認をお願いいたします。なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、2025年7月1日（予定）に効力が生じるものといたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間30,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額100百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、各対象取締役への具体的な配分及び配分時期については、指名・報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は2名であり、第4号議案が原案どおり承認可決されると、引き続き対象取締役は2名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が役務提供期間中、継続して上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給し又は報酬等として譲渡制限付株式を付与するものです。

当社は、2025年2月21日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決定しており、その概要是株主総会参考書類36頁から37頁のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿う必要かつ合理的な内容となっています。本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2024年12月31日時点）に占める割合は0.5%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

<ご参考>取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2025年2月21日開催の当社取締役会にて、2024年7月1日（予定）を効力発生日として取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議しており、その概要は以下のとおりです。なお、本基本方針の決議の効力は、第2号議案、第7号議案から第9号議案までの各議案が全て承認可決されることを条件としております。

1. SOLIZE役員報酬の基本方針

- (1) 固定報酬と中長期の業績、目標達成度に連動する報酬とを合わせた報酬体系とする。
- (2) 各役員の役割と責任の大きさに応じた報酬体系とする。
- (3) 中長期の社員、取引先、株主にとっての企業価値向上を反映した報酬体系とする。
- (4) 同業他社等との比較を通じて公平、妥当な報酬体系とする。
- (5) 競争力のある専門的知識を有する人材を確保できるための報酬体系とする。
- (6) 健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブを持つ報酬体系とする。
- (7) 当社グループ全体の経営環境や業績状況への貢献度を反映する報酬体系とする。
- (8) 監査等委員会の発案する報酬決定方針の提示を受け、参考意見を監査等委員会に答申する。

2. 報酬水準の考え方

基本方針に鑑み、外部専門機関の客観的な役員報酬調査データを参考として、かつ当社の役職・役位ごとの職責および担当職務等を勘案し、役職・役位ごとの標準報酬年額を定める。

3. 役職別の報酬体系

- (1) 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）

取締役の役位別に定められた標準報酬年額は、「基本報酬」と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての「株式報酬」からなる。

各取締役の「基本報酬」は、標準報酬年額の60%を占める固定部分と、標準報酬年額の30%を占める変動部分に分かれ、変動部分は経営環境及び個人業績を踏まえ、一定の範囲内で加減するものとし、毎年度初頭に決定し月例で支給する。各取締役の「基本報酬」を合わせた総額は、年額410百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の範囲内で支給する。

「株式報酬」は、標準報酬年額の10%相当を、譲渡制限付株式報酬として、毎年一定の時期に付与する。譲渡制限付株式報酬は、その株式の交付日から当社の取締役等所定の地位を退任又は退職する日までの間、譲渡等の処分が禁止されるものであり、正当な理由によらない退任や非違行為がある場合には、当社がこれを無償で取得する事由を定める。付与する株式の総数は年間30,000株以内、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額100百万円以内の範囲内で決定する。

- (2) 社外取締役

社外取締役の役位別に定められた標準報酬年額は、「基本報酬」からなる。社外取締役は、独立

性を保つため、「基本報酬」変動部分は設けず固定の金額を月例で支給し、また、業績連動性のある株式報酬の支給対象外とする。

社外取締役の報酬の総額は年額90百万円の範囲内で支給する。

(3) 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は年額90百万円の範囲内で、法の定めに従い監査等委員である取締役の協議による決定をする。監査等委員である取締役は、独立性を保つため、業績連動性のある株式報酬の支給対象外とする。

4. 報酬の決定プロセス

対象取締役の報酬の決定にあたっては、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的な内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責、前年度の会社業績および個人業績を加味した決定方針を基に、取締役の個人別報酬等を決定する。なお、代表取締役社長は、当該決定に当たっては、役員報酬に関する決定プロセスの透明性、客観性及び公平性を確保するため、委員の過半数が社外役員で構成される指名・報酬委員会からの答申内容を尊重する。

以上

事業報告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループを取巻く経済環境は、当連結会計年度に発生した自動車産業における認証不正の影響により、厳しい状況からスタートすることとなりました。年度の後半には、落ち込んだ自動車産業の生産が正常化へ向かう方向となりましたが、欧州や中国など海外経済の減速の影響も加わり、景況感は横ばいの状態となりました。一方で、当社グループの主要顧客の製品設計開発に係る需要は製造販売の動向は、電動化や自動運転等の新規技術に関する開発意欲が依然として高く、強い需要が継続することとなりました。

このような環境の中、当社グループは中長期の収益成長の一層の加速を意図し、エンジニア及びコンサルタントの増員を加速、東日本ブランチ、及び、西日本ブランチを増床、中部ブランチを移転・拡張、新宿、熊本にオフィスを新設したほか、最新型の光造形機に関連する設備の増強を行う等、生産能力の拡大を推進して参りました。また、収益に先行してエンジニア及びコンサルタントの増員を加速したことに加え、経営のスピード向上を意図した分社化、持株会社化等を目的とした管理人員の増強を行って参りました。

これらの結果、当社グループの売上高は前連結会計年度より13.1%増加し22,713百万円、営業利益は48.6%減少し455百万円、経常利益は52.4%減少し416百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は56.1%減少し254百万円となりました。

(デザイン事業)

デザイン事業の市場は、国内自動車産業の景況感としては横ばいの状況でしたが、自動車産業の顧客を中心に前連結会計年度に引き続き、当社サービスに対する需要拡大の傾向が継続して参りました。

このような環境の中、輸送用機器産業等における設計開発に係る受託、及び、エンジニア派遣サービス、さらにソフトウェア開発等の分野において受注を拡大し、インド現地法人SOLIZE India Technologies Private Limitedにおいても3D CADのソフトウェア販売の受注拡大を継続して参りました。また、中長期の収益拡大の加速を目的としたエンジニア及びコンサルタントの採用活動を強化、増員したほか、分社化に関する活動及び関連する人員の増強を行って参りました。

これらの結果、デザイン事業の売上高は前連結会計年度より15.2%増加し18,612百万円、セグメント利益は66.5%減少し334百万円となりました。

(マニュファクチャリング事業)

マニュファクチャリング事業の市場における需要環境は、3Dプリンターによる試作品、及び、3Dプリンターに係る保守サービスに対する堅調な需要が継続、3Dプリンターの販売に対する需要は横ばいの傾向が継続することとなりました。特に相対的に利益率の高い試作品製造販売の需要回復継続が顕著となりました。

このような環境の中、当社グループは、自動車関連企業や機械メーカーを中心とした当社グループ主要顧客に対する試作品サービス提供の拡大を継続して参りました。また、従前より販売を積み重ねて参りました3Dプリンター納入顧客に対するメンテナンスサービスや材料の供給等、保守サービスによる収益の増加も継続いたしました。さらに、マニュファクチャリング事業の生産体制見直しによる合理化として横浜工場の移転・集約を実施し、販売費及び一般管理費を抑制することができました。

これらの結果、マニュファクチャリング事業の売上高は前連結会計年度より4.4%増加し4,101百万円、セグメント利益は前連結会計年度の112百万円の損失から大幅に改善し120百万円となりました。

(グループ全体)

為替差益の減少等により営業外収益は1百万円減少し19百万円となりました。また、投資事業組合運用損の増加等により営業外費用は27百万円増加し57百万円となりました。当社グループのコーポレートベンチャーキャピタル投資先の有価証券に係る投資有価証券評価損等が増加したことにより、特別損失は10百万円増加し85百万円となりました。

事業別売上高

事 業 区 分	第34期 (2023年12月期) (前連結会計年度)		第35期 (2024年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
デザイン事業	16,154百万円	80.4%	18,612百万円	81.9%	2,458百万円	15.2%
マニュファクチャリング事業	3,927	19.6	4,101	18.1	174	4.4
合 計	20,081	100.0	22,713	100.0	2,632	13.1

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した当社グループの設備投資の総額は417百万円で、セグメントごとの設備投資は次のとおりです。

ア. デザイン事業

営業所の増床・新設や設計開発等に係るハードウェアやソフトウェア等に総額309百万円の投資を実施しました。

イ. マニュファクチャリング事業

造形機や3Dプリンター等生産設備等に総額107百万円の投資を実施しました。

③ 資金調達の状況

当社は、2024年2月7日に東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。上場にあたり、2024年2月6日を払込期日とする公募(ブックビルディング方式による募集)による自己株式の処分995,200株、及び2024年3月11日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式売出しに関連した第三者割当による自己株式の処分149,200株により、総額1,556百万円の資金調達を行いました。

④ 重要な組織再編の状況

ア. 当社は、2024年4月23日及び2024年4月26日付で、アフタースクール寺子屋株式会社の株式を取得し、子会社化すること、並びにアフタースクール寺子屋株式会社が実施する第三者割当増資を受けました。

なお、アフタースクール寺子屋株式会社は、2024年12月23日付でALQ株式会社へ商号変更しました。

イ. 当社は、2024年10月31日付で、株式会社SiM24の全株式を取得し、子会社化しました。

ウ. 当社は、2025年1月1日を効力発生日として会社分割を実施し、ソフトウェア事業を株式会社STELAQへ承継しました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第32期 (2021年12月期)	第33期 (2022年12月期)	第34期 (2023年12月期)	第35期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高(百万円)	15,854	17,827	20,081	22,713
経常利益(百万円)	480	711	876	416
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	292	566	580	254
1株当たり当期純利益(円)	60.85	118.08	125.99	50.16
総資産(百万円)	12,519	13,669	13,045	15,448
純資産(百万円)	9,666	10,324	9,669	11,478
1株当たり純資産(円)	2,013.77	2,150.86	2,387.54	2,185.11

(注) 第34期より連結計算書類を作成しております。なお、第32期及び第33期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第32期 (2021年12月期)	第33期 (2022年12月期)	第34期 (2023年12月期)	第35期 (当事業年度) (2024年12月期)
売上高(百万円)	14,007	15,192	17,279	19,331
経常利益(百万円)	394	657	941	576
当期純利益(百万円)	3,031	518	633	338
1株当たり当期純利益(円)	631.65	108.09	137.62	66.71
総資産(百万円)	11,653	12,333	11,770	14,024
純資産(百万円)	9,177	9,631	8,973	10,777
1株当たり純資産(円)	1,911.89	2,006.65	2,215.67	2,051.74

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は、親会社を有していません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社STELAQ（注2）	10百万円	100.0%	ソフトウェア開発、ソフトウェア第三者検証、国際規格適合コンサルティング、ソフトウェア教育
株式会社SiM24（注3）	51百万円	100.0	受託解析（シミュレーション）、データ解析（統計処理）、技術コンサルテーション
ALQ株式会社（注4）	15百万円	100.0	民間学童保育の運営等
SOLIZE USA Corporation	100千米ドル	100.0	3D CADをツールとした機械・機械部品の設計開発
SOLIZE India Technologies Private Limited	120百万イントルピー -	※100.0	3D CADをツールとした機械・機械部品の設計開発及びソフトウェア販売・導入支援
英知創機械科技（上海）有限公司	9百万人民元	100.0	3D CADをツールとした機械・機械部品の設計開発

(注) 1. ※印は、間接所有の株式を含みます。

2. 当社は、2025年1月1日を効力発生日として会社分割を実施し、ソフトウェア事業を株式会社 STELAQへ承継しました。
3. 当社は、2024年10月31日付で、株式会社SiM24の全株式を取得し子会社化しました。
4. 当社は、2024年4月23日及び2024年4月26日付で、アフタースクール寺子屋株式会社の株式を取得し子会社化すること、また、アフタースクール寺子屋株式会社が実施する第三者割当増資を引き受けしました。なお、アフタースクール寺子屋株式会社は、2024年12月23日付でALQ株式会社へ商号変更しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、今後のさらなる成長の実現に向け、以下の事項を経営課題として認識しております。

(当社グループ全体の事業上の課題)

① 人的資本経営の実現

当社グループは事業拡大と継続的成長のために、顧客企業と共に高い価値を生み出す優秀な人材が重要な資本であり、その採用が重要です。2024年は人事トランسفォーメーション元年とし、人的資本経営の実践を目指した人財戦略に注力して参りました。新卒採用者、経験者採用ともに積極化し、採用数を増加させています。退職者も一定数いますが、入社者数が上回っており、2024年12月期の退職率は8.3%でした。

国内採用者数

	2020年12月期 (注)1	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
国 内 新 卒	95人	98人	86人	84人	93人
海 外 新 卒 (注) 2	12	25	11	3	4
経 �験 者	64	51	110	149	202
合 計	171	174	207	236	299

- (注) 1. 2020年12月期は、当社及び旧SOLIZE Engineering株式会社、旧SOLIZE Products株式会社における採用者の合算値であります。
2. 海外新卒の採用活動については新型コロナウイルスの感染拡大により2020年12月期以降、活動を縮小しておりましたが、2024年12月期よりアジア地区を中心に活動を再開しております。

また、当社グループは「お客様の高い期待に応える、プロフェッショナル集団」として、製品開発をリードする人材や新しい手法・道具、進化する企業文化の創造を目指しています。「人財体系図」に基づく新任役職者研修や、経験者合同研修、学習サイトを拡充し、人材の育成システムを維持・強化します。

なお、国内の派遣契約におけるエンジニアの平均時間単価、稼働率は以下のとおり推移しております。

国内における派遣契約の平均時間単価

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
平均時間単価(注)	4,326円	4,339円	4,385円	4,556円	4,809円

- (注) 経験者・新卒含む全派遣契約の平均時間単価(残業代は除く)の平均値であります。

国内における派遣ビジネスの稼働率

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
稼働率(注)	85.8%	87.5%	94.4%	94.9%	95.0%

- (注) 派遣技術者数(研修中の従業員を含む)に対する稼働人数の割合を期中平均にて算出しております。

② グローバルサポート体制の強化

当社グループは、サービスの海外展開、海外事業の開発に取り組んでおり、海外企業へのサービス提供や、日本企業の海外展開支援を既に行っておりますが、海外市场におけるビジネスチャンスを十分に取り込めていけるとは言えず、グローバルサポート体制の強化が課題であると認識しております。グループ全体の製品開発における強みを活用した海外事業戦略の実行や、

海外市場におけるブランド構築を促進して参ります。

③ 投資について

当社グループは事業の成長と人材・経営基盤の強化を目的に、研究開発投資や設備投資、コ-ポレートベンチャーキャピタル（CVC）投資を行っています。これらの投資は事業環境の変化や投資先企業の進捗状況により、事業や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このため、当社グループでは、投資案件の内容・規模により、取締役会、SOLIZE執行役員会、戦略投資会議等において、事業計画に基づく十分な検討を行ったうえで投資に対する意思決定をしており、また、投資実行後も定めたプロセスに則り進捗確認を実施しております。

(デザイン事業の課題)

① 製品設計開発に係る総合的なデジタルエンジニアリングサービスの拡大

当社グループの主要顧客の属する自動車産業においては、電動化や自動運転等の新規技術に関する開発意欲が高く、引き続き、設計開発の受託、エンジニア派遣サービス、変革コンサルティングサービス、ソフトウェア開発等の分野への当社サービス拡大を目指して参ります。また、前項①に記載しましたとおり、人財採用及び育成も強化いたします。

② ソフトウェア関連事業の分社化準備

2025年1月付でソフトウェア関連事業を分社化する活動及び関連する人員増強を行って参りました。主に販売管理領域の経験者の積極採用、国内拠点の拡張を進めた結果、2024年は収益に先行し、販売費及び一般管理費が増加いたしました。来期に向け、開発を担うエンジニアの採用及び育成が急務であると認識しております。

(マニュファクチャリング事業の課題)

① 最先端のAM（※）技術を駆使しAM市場をリードする

2024年は、最新型の3Dプリンター設備増強を行ったほか、大和の工場増床を進め、金属3Dプリンター工場を集約し、生産体制見直しによる合理化、生産能力拡大を推進して参りました。既存ビジネスである各種工法による試作・装置販売は、合理化した組織で最大利益を継続的に創出し、その利益をAM市場拡大投資へ有効活用し、欧米に比してものづくりのDX化推進が遅れている国内AM市場をリードして参ります。

※ AM: Additive Manufacturing (積層造形で物体を作り上げる製造プロセス)

② 少量量産領域への事業拡大

当社グループは、3Dプリンターによって最終製品の部品（補給部品を含む）を製造し顧客へ納品する事業を開始しておりますが、最終製品を製作するための技術とノウハウを高め、顧客へ少量量産の価値を訴求し、今後一層の規模と価値の拡大を追求して参ります。

(財務上の課題)

当社グループは、グローバルに存在する顧客のあらゆるニーズに応えることを目的として、新規事業や新規技術の開発とそれに必要となる優秀なエンジニアの確保、増強のために採用活動の強化及び入社後の教育・トレーニング等を行っています。一時的な景況の悪化により当社グループの提供するサービスや製品への需要が減少する時期においても、当社グループの成長の源泉である人材を維持するための支出が発生し、財務上の安全性が低下する可能性があります。このような状況に備え、当社グループでは一定程度の資金を確保し安定的な経営に努めて参ります。

(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

事業区分	事業内容
デザイン事業	エンジニアリング業務の受託事業、エンジニア派遣事業、エンジニアリング業務関連ソフトウェアの販売事業、製品開発工程等への業務改革コンサルティング事業
マニュファクチャリング事業	3Dプリンター等の造形設備を活用した部品供給事業、3Dプリンターアクセサリーの販売、運用サポート・メンテナンス事業

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年12月31日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区
支店	神奈川県大和市、栃木県宇都宮市、東京都国分寺市、名古屋市中村区、大阪市西区、東京都渋谷区
工場	神奈川県大和市、愛知県豊田市

② 子会社

株式会社 S T E L A Q	本社：東京都渋谷区
株式会社 S i M 2 4	本社：大阪市中央区
A L Q 株式会社	本社：東京都目黒区
SOLIZE USA Corporation	本社：米国 ミシガン州リボニア市
SOLIZE India Technologies Private Limited	本社：インド カルナータカ州ベンガルール市
英知創機械科技（上海）有限公司	本社：中国 上海市

(7) 使用人の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
デザイン事業	1,859名	185名増
マニュファクチャリング事業	113名	35名減
全社（共通）	195名	48名増
合計	2,167名	198名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は含んでおりません。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分出来ない総務及び経理等の管理部門に所属している者であります。

② 当社の使用人の状況

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,840名	160名増	36.55歳	7.96年

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年2月7日に東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

① 発行可能株式総数	24,000,000株
② 発行済株式の総数	6,000,000株
③ 株主数	2,632名
④ 大株主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
S O L I Z E 従業員持株会	1,237,500株	23.56%
古河未由紀	754,800	14.37
篠原敬一	317,920	6.05
東京中小企業投資育成株式会社	300,000	5.71
古河摩耶	202,500	3.86
古河慶純	202,500	3.86
古河陽純	202,500	3.86
古河真季	202,500	3.86
株式会社クリモト	80,000	1.52
後藤文男	69,600	1.32

- (注) 1. 当社は、自己株式を747,169株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	3,043株	2名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告50頁「2. (2)(4) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	宮藤康聰	
取締役	木下和重	英知創機械科技（上海）有限公司董事
取締役	鈴村弘之	
取締役	長坂武見	（株）東北新社社外取締役監査等委員
常勤監査役	山田英剛	
監査役	富原洋一	
監査役	河元哲史	

- (注) 1. 取締役 鈴村弘之氏及び長坂武見氏は社外取締役であります。
 2. 監査役 山田英剛氏、富原洋一氏及び河元哲史氏は社外監査役であります。
 3. 監査役 河元哲史氏は、大手電機メーカーでの長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、社外取締役 鈴村弘之氏及び長坂武見氏、並びに社外監査役 山田英剛氏、富原洋一氏及び河元哲史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当社は執行役員制度を導入しております。2025年1月1日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
上席執行役員	堤 寛朗	SOLIZE Innovations・MBD C&M・デジタルリスクマネジメントサービス担当
上席執行役員	井上雄介	エンジニアクリエイション・デジタルドリブンエンジニアリング・デジタルマニュファクチャリングサービス・E&Mセールス統括・SOLIZE開発統括担当
上席執行役員	鈴木貴人	ビジネスインキュベーション担当
上席執行役員	中島宏史	投資戦略担当
上席執行役員	田中瑞樹	経営戦略・IT戦略・人事統括・採用推進担当
執行役員	吉井強	グローバルタレント&テクノロジー担当
執行役員	村田直樹	総務・広報担当
執行役員	村田光	マーケティング担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び全ての当社子会社における全ての取締役、監査役及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、株主代表訴訟及び第三者訴訟等により、被保険者が負担することとなつた争訟費用及び損害賠償金等が補填されることとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合には補填の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

ア. 役員報酬等の内容に関する方針等

当社の取締役の報酬等の額は、2002年3月29日開催の第12回定時株主総会及び2024年3月27日開催の第34回定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内とし、月例の基本報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成いたします。譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して、毎年一定の時期に交付いたします。譲渡制限付株式報酬は、その株式の交付日から当社の取締役等所定の地位を退任又は退職する日までの間、譲渡等の処分が禁止されるものであり、正当な理由によらない退任や非違行為がある場合には、当社がこれを無償で取得する事由を定めます。なお、基本報酬及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の割合に関する目安は、9：1の割合といたします。

各取締役の報酬額の額につきましては、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案いたします。具体的な報酬等の額の決定は、当社が定めた「役員報酬の基本方針」に基づき、2024年3月27日開催の取締役会の決議により委任された代表取締役社長である宮藤康聰が、各取締役の評価を踏まえた報酬等の額を策定し、指名・報酬委員会に諮問、答申を受けたうえで決定いたします。取締役会が権限を代表取締役社長に委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰し、適切に策定できると判断したためであります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等について、報酬等の内容の決定や決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

当社は2016年12月に指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において「役員報酬の基本方針」を決議しておりますが、その内容は以下のとおりであります。

SOLIZE役員報酬の基本方針

- (1) 固定報酬と中長期の業績、目標達成度に連動する報酬とを合わせた報酬体系とする。
- (2) 各役員の役割と責任の大きさに応じた報酬体系とする。
- (3) 中長期の社員、取引先、株主にとっての企業価値向上を反映した報酬体系とする。
- (4) 同業他社等との比較を通じて公平、妥当な報酬体系とする。
- (5) 競争力のある専門的知識を有する人材を確保できるための報酬体系とする。
- (6) 健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブを持つ報酬体系とする。
- (7) 当社グループ全体の経営環境や業績状況への貢献度を反映する報酬体系とする。
- (8) 監査役会の発案する報酬決定方針の提示を受け、参考意見を監査役会に答申する。

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	94百万円 (17)	88百万円 (17)	-百万円 (-)	6百万円 (-)	4名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	32 (32)	32 (32)	-	-	3 (3)
合計 (うち社外役員)	127 (49)	121 (49)	- (-)	6 (-)	7 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役4名（うち社外2名）、監査役3名（うち社外3名）であります。
3. 取締役の報酬限度額は、2002年3月29日開催の第12回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議頂いております。当該決議時の取締役の員数は6名であります。また、2024年3月27日開催の第34回定時株主総会において、この報酬限度額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式及び支給される金銭の総額は100百万円以内、譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象取締役に交付される株式の総数は年間30,000株以内と決議しております。当該決議時の対象の取締役の員数は2名であります。
4. 非金銭報酬等の総額は、取締役（社外取締役を除く。）2名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。
5. 監査役の報酬限度額は、2002年3月29日開催の第12回定時株主総会において、年額90百万円以内と決議しております。当該決議時の監査役の員数は1名であります。

**ウ. 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。**

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 長坂武見氏は、株式会社東北新社の社外取締役監査等委員を兼任しており、

当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
社外取締役	鈴村 弘之	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席いたしました。 取締役会では、業務執行者から独立した客観的な立場で、主に当社の技術開発及び企業経営全般に関して有意義な意見や指摘を積極的に述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	長坂 武見	当事業年度に開催された取締役会20回全てに、また、指名・報酬委員会3回全てに出席いたしました。 取締役会では、業務執行者から独立した客観的な立場で、主に公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な見地から、有意義な意見や指摘を積極的に述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会では、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定を担っております。
社外監査役	山田 英剛	当事業年度に開催された取締役会20回全てに、また、監査役会16回全てに、指名・報酬委員会3回全てに出席いたしました。 常勤監査役として、取締役会及び監査役会では、これまでに培われた企業監査における豊富な経験と幅広い見識を基に、主にガバナンスの強化に関する有意義な意見や指摘を積極的に述べるとともに、経営に関する重要事項について、適宜取締役との意見交換や協議を行っております。また、指名・報酬・ガバナンス委員会をはじめとする、他の重要会議にも出席し、取締役の職務執行を常にモニタリングしております。
社外監査役	富原 洋一	当事業年度に開催された取締役会20回全てに、また、監査役会16回全てに、指名・報酬委員会3回全てに出席いたしました。 取締役会及び監査役会では、これまでに培われた豊富な経験と幅広い見識を基に、企業経営全般に関する有意義な意見や指摘を積極的に述べるとともに、経営に関する重要事項について、適宜取締役との意見交換や協議を行っております。また、指名・報酬委員会では、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定を担っております。
社外監査役	河元 哲史	当事業年度に開催された取締役会20回全てに、また、監査役会16回全てに出席いたしました。 取締役会及び監査役会では、主に財務及び会計に関する専門的な見地から、有意義な意見や指摘を積極的に述べるとともに、経営に関する重要事項について、適宜取締役との意見交換や協議を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、英知創機械科技（上海）有限公司及びSOLIZE India Technologies Private Limitedについては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 配当の基本的な方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けており、将来の事業展開のための内部留保を確保しつつ、安定的に配当を行うことを基本方針としております。このような基本方針のもと、年間の配当額は前事業年度末の連結純資産の2.5%程度を目安とする考えです。

(2) 每事業年度における配当の回数についての基本的な方針

剰余金の配当を行う場合には、中間配当及び期末配当による年2回の配当を行う方針です。中間配当の実施については、業績や将来的な成長戦略等を総合的に勘案して決定していく方針です。

(3) 配当の決定機関

当社は、取締役会決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

(4) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、デザイン事業におけるエンジニアの育成やマニュファクチャリング事業で必要となる設備投資等、当社グループとして必要な成長投資に利用することにより、企業価値の向上に努める方針です。

(5) 中間配当について

当社は、基準日を毎年6月30日とする中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めています。

以上の基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、2025年2月21日開催の取締役会決議により、前期の1株当たり44円から3円増配し、1株当たり47円とさせて頂きました。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	12,567	流 動 負 債	3,762
現 金 及 び 預 金	7,238	買 掛 金	574
受 取 手 形	163	未 払 金	447
売 掛 金	3,777	未 払 費 用	630
契 約 資 産	369	未 払 法 人 税 等	150
商 品	313	未 払 消 費 税 等	283
仕 掛 品	58	契 約 負 債	269
原 材 料 及 び 貯 藏 品	166	賞 与 引 当 金	1,243
そ の 他	511	そ の 他	163
貸 倒 引 当 金	△31	固 定 負 債	207
固 定 資 産	2,856	資 産 除 去 債 務	161
有 形 固 定 資 産	814	そ の 他 固 定 負 債	45
建 物 及 び 構 築 物	397	負 債 合 計	3,970
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	154	(純資産の部)	
土 地	116	株 主 資 本	11,270
そ の 他	145	資 本 金	10
無 形 固 定 資 産	286	資 本 剰 余 金	1,392
投 資 そ の 他 の 資 産	1,754	利 益 剰 余 金	10,355
投 資 有 価 証 券	419	自 己 株 式	△487
繰 延 税 金 資 産	841	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	207
そ の 他	494	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
繰 延 資 産	24	為 替 換 算 調 整 勘 定	206
資 产 合 计	15,448	純 資 产 合 计	11,478
		负 債 纯 资 产 合 计	15,448

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	22,713
売 上 原 価	16,264
売 上 総 利 益	6,449
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,993
営 業 利 益	455
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	6
補 助 金 収 入	2
そ の 他	10
	19
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4
株 式 交 付 費	8
上 場 関 連 費 用	11
投 資 事 業 組 合 運 用 損	26
そ の 他	7
	57
経 常 利 益	416
特 別 損 失	
減 損 損 失	6
投 資 有 価 証 券 評 価 損	78
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	331
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	226
法 人 税 等 調 整 額	△149
当 期 純 利 益	254
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	254

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,796	流動負債	3,081
現金及び預金	6,405	買掛金	261
受取手形	163	未払金	387
売掛金	3,137	未払費用	581
契約資産	331	契約負債	142
商品	56	賞与引当金	1,240
仕掛け品	58	未払法人税等	99
原材料及び貯蔵品	166	未払消費税等	271
前払費用	305	その他の	97
その他の	171	固定負債	164
貸倒引当金	△0	リース債務	5
固定資産	3,227	資産除去債務	159
有形固定資産	795	負債合計	3,246
建物	396	(純資産の部)	
機械及び装置	149	株主資本	10,776
工具、器具及び備品	125	資本金	10
土地	116	資本剰余金	1,392
その他の	8	資本準備金	225
無形固定資産	243	その他資本剰余金	1,167
ソフトウエア	190	利益剰余金	9,861
その他の	52	利益準備金	9
投資その他の資産	2,188	その他利益剰余金	9,852
関係会社株式	681	別途積立金	3,300
関係会社長期貸付金	109	繰越利益剰余金	6,552
投資有価証券	419	自己株式	△487
長期前払費用	29	評価・換算差額等	0
繰延税金資産	603	その他有価証券評価差額金	0
その他の	346	純資産合計	10,777
資産合計	14,024	負債純資産合計	14,024

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	19,331
売 上 原 価	13,462
売 上 総 利 益	5,869
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,257
営 業 利 益	611
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	3
補 助 金 収 入	2
為 替 差 益	1
そ の 他	4
	11
営 業 外 費 用	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	26
株 式 交 付 費	8
上 場 関 連 費 用	11
そ の 他	0
	46
経 常 利 益	576
特 別 損 失	
減 損 損 失	4
投 資 有 価 証 券 評 価 損	78
関 係 会 社 株 式 評 価 損	36
	119
税 引 前 当 期 純 利 益	456
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	222
法 人 税 等 調 整 額	△104
当 期 純 利 益	338

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

S O L I Z E 株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	早稻田	宏
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	村	山
業務執行社員			拓

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S O L I Z E 株式会社の2024年1月1日から2024年12月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S O L I Z E 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

S O L I Z E 株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	早稻田	宏
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	村	山
業務執行社員			拓

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S O L I Z E 株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、取締役会の会議の目的事項（決議・報告事項）に関する事前確認の実施、各監査役の活動状況及び活動結果の共有等を中心に意見交換を行いました。また、社外取締役との連携の強化に向けた取り組みを行いました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の担当執行役員及び子会社の役員等との意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

SOLIZE株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 山田英剛 ㊞

監査役（社外監査役） 富原洋一 ㊞

監査役（社外監査役） 河元哲史 ㊞

（注） 監査役 山田英剛、同 富原洋一及び同 河元哲史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場： 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
テラススクエア3階
TKPガーデンシティPREMIUM神保町
「プレミアムガーデン」
TEL 03-6801-8461



交通

都営三田線・都営新宿線・
東京メトロ半蔵門線神保町駅

東京メトロ東西線竹橋駅

A9出口より

徒歩約2分

3b出口より

徒歩約5分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。